

## 2 守るべき基準

守るべき基準の概要は次のとおりです。自治体によっては、地域の事情に応じて、独自の措置が追加されている場合があります。

1 飼養施設等の構造や規模等に関する事項
○個々の動物に適切な広さや空間の確保 ○給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備
2 飼養施設等の維持管理等に関する事項
○1日1回以上の清掃の実施    ○動物の逸走防止
3 動物の管理方法等に関する事項
○幼齢動物の販売等の制限    ○動物の状態の事前確認 ○購入者に対する事前説明    ○適切な飼養又は保管 ○広告の表示規制    ○関係法令に違反した取引の制限
4 全般的事項
○標識や名札(識別票)の掲示    ○動物取扱責任者の配置

### 動物取扱責任者とは・・・

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために必要な知識や技術をもつ者です。動物取扱責任者は、①半年以上の実務経験、②所定の学校の卒業、③所定の資格等の取得、のいずれかに該当する必要があります。事業者は事業所ごとに、専属の動物取扱責任者を、常勤従業員の中から1名以上配置することが義務付けられます。また、事業者は、都道府県等が開催する研修会を年1回以上、動物取扱責任者に受けさせなくてはなりません。

